

令和5年度 建築物耐震診断事業のご案内

1 事業の目的

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、建築物の耐震対策を支援するもので、建築物の耐震診断にかかる経費の一部を補助するものです。

2 補助予定棟数・受付期間

○補助予定棟数 2棟 ※予算の都合などにより変更することがあります。

受付は先着順で行い、補助予定棟数または予算上限に達した時点で終了いたします。

(※到達日受付分は抽選とします。)

○受付期間・受付場所 令和5年5月8日（月）～10月31日（火）

建築指導課（市庁舎17階）

（受付は土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。）

3 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、①～②のいずれにも該当するもの

①木造の一戸建て住宅^{*}でないもの

②建築物の構造について、国土交通大臣の特別な認定を受けたものでないもの

※ 店舗等を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のもの

※ （在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるもの）

4 対象となる耐震診断

一級建築士が行う耐震診断

（要安全確認計画記載建築物にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項による）

【耐震診断方法】

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の指針に基づく耐震診断であること。
- 原則として、木造の耐震診断に使用するソフトは、建防協マニュアルWee2012(Ver1.2.0)、Wee2012(Win10)(Ver.2.1.0)、（一財）日本建築防災協会評価済ソフトとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断にあっては、電算ソフトを使用したものであり、かつ、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については第2次診断まで実施されるものであること。
- 当該基準の適用範囲外の建築物は補助対象外になりますのでご注意ください。

【診断等の結果の判定】

耐震診断の結果について、別表第1に掲げる建築物を除き、岐阜市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱別表に掲げる者（以下「耐震評価委員会等」という。）

（別表第2）に諮られる必要があります。

5 補助金の額

耐震診断に要する経費（耐震評価委員会等に諮る費用を含む）と、下記に定める限度額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2／3を補助金の額とします。

○ 一般建築物（一戸建て住宅以外の場合）、特定建築物

補助対象となる経費の限度額		補助率
延べ面積	限度額	
1,000 m ² 以内の部分	3,670 円／m ²	2／3
1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以内の部分	1,570 円／m ²	
2,000 m ² 超える部分	1,050 円／m ²	

※特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第一号に掲げる建築物で、別表第3に該当するものになります。

○ 一戸建て住宅の場合（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）

補助対象となる経費の限度額	補助率	補助金限度額
13万6千円（一戸当たり）	2／3	9万円

【注意点】

- 消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- 岐阜県又は岐阜市が行う他の補助金等を活用する場合は、補助対象経費が重複しないこと。
- 診断料等の経費が限度額を上回った場合、その上回った部分については全て自己負担です。
- 一般建築物及び特定建築物の場合は、耐震診断に要する経費を6,000で除し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた後、6,000を乗じて得た額が補助対象となる経費になります。
- 一戸建て住宅の補助金額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。
- 要安全確認計画記載建築物の場合、経費に加算ができる場合があります。

6 補助を受けられる方

対象となる建築物の所有者（分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人）

（注）同一年度内に、同じ申請者が複数回の補助申請をすることはできません。

（注）当該年度の2月中旬までに補助事業等実績報告書の提出が必要となります。

（注）事業完了の日から起算して30日以内に補助事業等実績報告書を提出されない場合は、補助が受けられなくなります。

7 申込み時に必要な書類（交付申請）

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 添付書類
 - ・建築物の建築時期、所有者が確認できる書類の写し
(家屋の課税明細書、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書の写しなど)
※申請者が法人及び管理組合（分譲マンション等）の場合、代表者が確認できる書類の写しも必要
 - ・耐震診断費の見積書の写し
 - ・耐震診断を行う一級建築士の免許証の写し
(要安全確認計画記載建築物にあっては、耐震診断資格者登録証の写し)
 - ・相手方登録申請書（未登録または登録事項に変更がある場合）
(相手方登録は市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます)

8 診断が完了した時に必要な書類（実績報告）

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績書
- 添付書類
 - ・耐震評価委員会等に諮られた書類の写し
 - ・耐震診断の結果が確認できる書類（計算書等）
 - ・耐震診断費の領収書の写し

9 別表

別表第1（診断等の結果の判定を必要としない建築物）

構造	規模、階数、用途
木 造	<u>次のいずれにも該当する建築物</u> <ul style="list-style-type: none">・延べ面積 1, 000 m²以下（平屋建てを除く。）・高さ 13m以下・軒の高さ 9m以下・階数 2以下
鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	<u>次のいずれにかに該当する建築物</u> (1)次のいずれにも該当する建築物 ア 延べ面積 1, 000 m ² 以下 イ 地上階数 2以下 (2)一戸建て住宅

別表第2（耐震評価委員会等）

都道府県の建築士事務所協会
一般財団法人日本建築防災協会が設置する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する法人であって、法第17条第3項第1号に規定する基準の適合判定業務を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱第3条に規定する知事の認めた専門機関
・株式会社確認サービス ・日本ERI株式会社 ・NPO法人コンクリート技術支援機構 ・ビューローベリタスジャパン株式会社

別表第3（特定建築物の要件）

用 途	規模要件 (階数、延べ面積)
・幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 500 m ² 以上
・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等 ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上
・上記以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 ・病院、診療所　・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂　・展示場　・卸売市場 ・百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館　・賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿 ・事務所　・博物館、美術館、図書館　・遊技場　・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） ・車両の停車場等の建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車施設	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上
・体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000 m ² 以上

お問合せ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係

<直通> 058-265-3904

(手続きの流れ)

